

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月3日京都市条例第 2 号）（総合企画局都市経営戦略室）

市長の附属機関として新たに京都市総合計画審議会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 3京都市国際交流・多文化共生審議会の項の次に京都市総合計画審議会を追加し、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市総合計画 審議会	本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2 年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年7月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 2 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3京都市国際交流・多文化共生審議会の項を次のように改める。

京都市国際交流・多文化共生審議会	本市の国際的な事業（国際交流、国際協力、多文化共生等）の展開に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	10人以内	2	年
京都市総合計画審議会	本市の総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するために市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画をいう。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局都市経営戦略室)